

リザーブプランPLUS(リザーブプランプラス)カード契約規定

第1条(リザーブプランPLUSカード取引)

リザーブプランPLUSカード取引(以下、本取引という。)とは、2つの当座貸越契約(以下、各々「目的ローン」「カードローン」といい、両契約を総称して、本契約という。)を同時に締結し行う金融サービスをいいます。

第2条(借主)

借主とは、本規定を承認のうえ、附則1に定めるスルガ銀行株式会社(以下、銀行という。)所定の保証会社(以下、保証会社という。)を連帯保証人として、銀行に所定の申込書によりリザーブプランPLUSカード(以下、カードという。)の利用の申し込みをされ、銀行が所定の審査のうえ、利用を認めた方をいいます。

第3条(契約の成立)

本契約は借主が銀行所定の方法により申し込み、銀行が所定の審査を行い適当と認め、カードを発行することにより成立します。

第4条(取引方法)

1. 本契約に基づく取引は、第8条(借入方法)および第9条(返済方法)に定める方法による当座貸越の入出金によるものとし、小切手、手形の振出しあるいは引受け、公共料金等の自動支払いは行わないものとします。
2. カードは、銀行の現金自動預け払い機(以下、ATM という。)を使用して入出金を行う場合等に利用するものとします。

第5条(カードの貸与、暗証番号)

1. 銀行は、借主1名につき1枚のカードを発行し、貸与します。カードの所有権は、銀行に属するものとします。
2. 借主は、銀行所定の方法により暗証番号を登録するものとします。
3. 借主は、善良なる管理者の注意をもってカードを使用し、保管するものとします。
4. カード(カード上の表示事項を含む。)は、借主本人以外使用することはできません。また他人に譲渡、質入れまたは貸与することはできません。
5. 借主が第3項または第4項に反してカード(カード上の表示事項を含む。)を他人に使用された場合の損害は、借主の負担となります。

第6条(カードの紛失、盗難等)

1. 借主がカードを紛失または盗難にあった場合は、借主は直ちに銀行に連絡するものとします。
2. カードは、紛失・盗難・破損等で銀行が適当と認めた場合に限り再発行します。

第7条(利用有効期間)

1. 借入ができる期間は、本取引の契約成立の日からその1年後の応当月の末日までとします。ただし、借主または銀行から期間満了日までになんらかの申出のないときは、更に1年間自動更新し、その後も同様とします。
2. 前項にかかわらず、目的ローンについては、借主が65歳以上または完済時の年齢が満70歳超となる場合、カードローンについては、借主が、満76歳に達した後、最初に到来する契約更新時以降は、新規借り入れはできないものとします。
3. 期間満了日までに、借主または銀行から本取引の自動更新を行わない旨の申出がなされた場合、借主は、期間満了日において残債務がある場合には、第9条(返済方法)の定めに関わらず、一括返済または銀行指定の返済条件にて分割返済することとします。

第8条(借入方法)

1. 目的ローン
 - (1)借入方法は、借主の依頼に基づき銀行が所定の方法で当座貸越口座から出金する方法によるものとします。
 - (2)(1)により出金した借入金は、銀行が認めた借主指定の借主名義の金融機関の口座もしくは、銀行が認めた借主指定の名義人の金融機関の口座へ振り込むものとします。
2. カードローン
 - (1)借入方法は、銀行のATMからの引出し、または銀行が認めた場合に限り、借主の指定した借主名義の金融機関の口座もしくは、銀行の認めた借主指定の名義人の金融機関の口座への振り込み、その他の方法によるものとします。
 - (2)ATMからの引出しによる借入は、1,000円単位とし、1回あたりの引出しは銀行が定めた金額の範囲内とします。
 - (3)口座への振り込みによる借入は1回あたりの取引金額を10,000円以上1円単位とします。なお、銀行のインターネットバンキングもしくはモバイルバンキングサービスを利用した口座への振り込みによる借入は、1回あたりの取引金額を1円以上1円単位とします。ただし、第1項に記載のとおり、銀行が認めた場合に限るものとします。

す。

第9条(返済方法)

返済方法は、定例返済とし、以下の方法によります。また返済期日は、第12条(各回の返済期日)に定める通りとします。

1. 目的ローン・カードローン共通事項

- (1) 銀行または銀行の提携する企業および金融機関のATMからの入金、または借主の当座貸越口座への振り込み、あるいはその他銀行が認めた方法によるものとします。
- (2) 定例返済を遅延した場合の返済方法について、別途銀行の指示がある場合にはそれに従うものとします。
- (3) 目的ローンとカードローンそれぞれの当月定例返済が行われていない場合、随時返済は行うことができないものとします。

2. 目的ローン

- (1) 借主が希望した場合には、自動引落しの方法によるものとします。この場合、借主は、定例返済日までに、借主が銀行に開設し、目的ローンの返済口座として指定した預金口座に返済金額以上の額を預入するものとし、銀行は、毎月所定の返済日までに前項(1)による定例返済がないことを条件に、定例返済日に小切手または通帳および請求書なしで引落しのうえ、返済にあてるものとします。また万一預入が遅延した場合には、預入後いつでも銀行は同様の処理ができるものとします。ただし、目的ローンの返済指定預金口座の残高が返済金額相当額に満たない場合には、銀行はその一部の返済にあてる取り扱いを行わないものとします。
- (2) 借主は、第1項(1)に定める定例返済にかかわらず、随時、第11条(各回の返済金額)で定める元利込定額返済額以上を返済できるものとし、その場合は、期間短縮型繰上返済として取り扱いされるものとします。ただし、当月定例返済が行われている場合に限りです。

3. カードローン

借主は、第1項(1)に定める定例返済にかかわらず、ATM および銀行窓口において、随時、第11条(各回の返済金額)で定める最低返済金額以上を返済できるものとします。ただし、当月定例返済が行われている場合に限りです。

第10条(利用限度額)

1. 目的ローン・カードローン共通事項

- (1) 本契約の利用限度額は、目的ローンとカードローンを合算し500万円以内とします。
- (2) 利用限度額は借主の借入希望限度額の範囲内で銀行が決定し、借主に通知します。
- (3) 借主は、利用限度額の範囲で、繰返し借入ができるものとします。
- (4) (3)に関わらず、銀行が債権保全上必要と認めるときは、利用限度額を減額あるいは、新たな貸付を中止することがあります。
- (5) (4)により利用限度額の減額を行った後、減額事由が解消した場合は、銀行は、減額の範囲内で増額できるものとします。
- (6) 借主の依頼に基づき、且つ銀行が所定の審査のうえ適当と認めた場合には、利用限度額を増額できるものとします。

2. 目的ローン

借主が目的ローンの反復利用を希望する場合で、契約当初と異なると判断される資金用途や利用限度額以上の借入を希望する時などは、銀行が所定の審査を行い適当と認めた場合に借入できるものとします。

3. カードローン

借主からの依頼にかかわらず、銀行が所定の審査のうえ適当と認めた場合には、利用限度額を増額できるものとします。ただし、借主が利用限度額の増額を希望しない場合には、増額を中止することとします。

第11条(各回の返済金額)

1. 目的ローン

- (1) 目的ローンの定例返済は、毎月3,000円以上(1,000円単位)の元利込定額返済とし、ボーナス返済を併用する場合、ボーナス返済月の返済額は毎月返済額にボーナス返済額を加算した額とします。また、返済回数は銀行所定の返済回数とし、返済金額は借入金額・返済方法(ボーナス返済併用の有無)・返済回数等に応じ利用の都度設定されるものとします。ただし、当社が特に認めた場合は当社の指定する返済額に変更することも可能とします。
- (2) カードによるATMでの定例返済は、元利込定額返済額とします。
- (3) 約定利息額と定例返済時の貸越残高の合計が、上記元利込定額返済額に満たない場合は、約定利息額と約定返済日前日の貸越残高の合計額を元利込定額返済額とします。なお、第9条(返済方法)第1項に定める返

済方法のうちカードによるATMでの最終回の返済は、1,000円単位とします。

(4) 利息・遅延損害金の合計額が上記元利込定額返済額を超えるときは、利息・遅延損害金を返済額とします。

2. カードローン

各回の定例返済金額は、次のとおりとし、定例返済時の残高に応じて決定された最低返済金額(ミニマムペイメント)以上(ミニマムペイメント方式)とします。

定例返済時の貸越残高	定例返済額
10万円以下	3千円以上
10万円超 20万円以下	6千円以上
20万円超 30万円以下	9千円以上
30万円超 40万円以下	1万2千円以上
40万円超 50万円以下	1万5千円以上
50万円超 100万円以下	2万円以上
100万円超 150万円以下	3万円以上
150万円超 200万円以下	4万円以上
200万円超 250万円以下	5万円以上
250万円超 300万円以下	6万円以上
300万円超 350万円以下	7万円以上
350万円超 400万円以下	8万円以上
400万円超 450万円以下	9万円以上
450万円超 500万円以下	10万円以上

(1) 約定利息額と定例返済時の貸越残高の合計が、上記ミニマムペイメントに満たない場合は、約定利息額と約定返済日前日の貸越残高の合計額を元利金返済額とします。

(2) 利息・遅延損害金の合計額が上記ミニマムペイメントを超えるときは、利息・遅延損害金を返済額とします。

第12条(各回の返済期日)

各回の定例返済期日は、毎月1日(銀行休業日の場合は各々翌営業日。以下同じ)を約定返済期日とします。ただし、前月20日以降前月末日までに行われた返済は、定例返済と見做し、定例返済期日における定例返済は必要ないものとします。

※前月19日時点での残高が0円の場合で、前月20日以降に利用した残高に関しては、定例返済を翌月1日とします。

第13条(借入利率等)

1. 借入利率は、銀行所定の利率(保証会社の保証料を含む年率。以下同じ。)を適用するものとし、借主に通知します。

2. 借入利息の計算は、付利単位を1,000円以上100円単位とし、平年うるう年に関係なく、次のとおりとします。

借入残高 × 借入利率 ÷ 365日 × 各回の利用日数

第14条(期限の利益喪失)

1. 借主について次の各号の事由が一つでも生じた場合には、借主は銀行から通知、催告がなくても本契約による債務全額について期限の利益を失い、直ちに本契約による債務全額を支払うものとします。

(1) 弁済金の支払いを遅滞し、相当な期間を定めてその支払いを書面で催告されたにもかかわらず、その期間内に支払わなかったとき。

(2) 保証会社から保証中止または解約の申出があったとき。

(3) 手形交換所の取引停止処分を受けたとき。

(4) 差押、仮差押、仮処分、強制執行の申立または滞納処分を受けたとき。

(5) 破産、民事再生手続開始の申立を受けたとき、またこれらの申立をしたとき。

(6) 住所変更を怠るなど借主の責めに帰すべき事由によって、銀行に借主の所在が不明となったとき。

(7) 相続の開始があったとき。

(8) 本規定等の義務に違反し、その違反が本規定の重大な違反となるとき。

(9) その他借主の信用状態が著しく悪化したとき。

2. 次の各場合には、借主は銀行からの請求によって、本契約による債務全額について期限の利益を失い、直ちに本契約による債務全額を支払うものとします。

- (1)借主が銀行取引上の債務について期限の利益を失ったとき。
 - (2)借主が銀行に虚偽の資料提出または報告をしたとき。
 - (3)借主について債権保全を必要とする相当の事由が生じたとき。
3. 前2項各号の事由があるときは、銀行はいつでもあらたな貸付を中止し、または本契約を解約することができます。本契約が解約された場合は、借主は本契約による債務全額を直ちに返済し、カードを返却するものとします。

第15条(返済金の充当)

借主の返済金は、遅延損害金・利息・元金の順に充当します。

第16条(遅延損害金)

1. 借主が定例返済金額の支払いを遅滞したときは、銀行所定の遅延損害金を支払うものとし、遅延損害金年率(保証会社の保証料を含む年率。以下同じ。)は、19.5%とします。
2. 遅延損害金の計算方法は、次のとおりとします。

定例返済元金×遅延損害金利率×返済期日後の経過日数／365

第17条(保証会社への保証債務履行請求)

1. 第14条(期限の利益喪失)により、借主に本契約による債務全額の返済義務が生じた場合には、銀行は保証会社に対して本契約による債務全額の返済を請求するものとします。
2. 保証会社が借主に代わって本契約による債務全額を銀行に返済した場合は、借主は保証会社に本契約による債務全額を返済するものとします。

第18条(銀行からの相殺)

1. 銀行は、本契約による借主の債務のうち各返済期日が到来したもの、または第14条(期限の利益喪失)によって返済しなければならない本契約による債務全額と、借主の銀行に対する預金その他の債権とを、その債権の期限のいかんにかかわらず相殺することができます。この場合、書面により通知するものとします。
2. 前項によって相殺する場合には、本契約による借主の債務の利息および損害金の計算期間は相殺実行の日までとし、借主の銀行に対する預金その他の債権の利率については、預金規定等の定めによります。ただし、期限未到来の預金等の利息は、期限前解約利率によらず約定利率により1年を365日とし、日割りで計算します。

第19条(借主からの相殺)

1. 借主は、本契約による債務と期限の到来している借主の銀行に対する預金その他の債権とを本契約による債務の期限が未到来であっても、相殺することができます。
2. 前項によって相殺する場合には、相殺を実行する日の7日前までに銀行へ書面により相殺の通知をするものとし、預金その他の債権の証書、通帳は届出印を押印して直ちに銀行に提出するものとします。
3. 第1項によって相殺をする場合には、本契約による借主の債務の利息および損害金の計算期間は相殺実行の日までとし、借主の銀行に対する預金その他の債権の利率については、預金規定等の定めによります。

第20条(債務の返済等にあてる順序)

1. 銀行から相殺をする場合に、借主に本契約による債務のほかに、銀行に対し、銀行取引上の他の債務があるときは、銀行は債権保全上等の理由により、どの債務との相殺にあてるかを指定することができ、借主は、その指定に対して異議を述べないものとします。
2. 借主から返済または相殺をする場合に、借主に本契約による債務のほかに、銀行に対し、銀行取引上の他の債務があるときは、借主はどの債務の返済または相殺にあてるかを指定することができます。なお、借主がどの債務の返済または相殺にあてるかを指定しなかったときは、銀行が指定することができ、借主はその指定に対して異議を述べないものとします。
3. 借主の債務のうち一つでも返済の遅延が生じている場合などにおいて、前項の借主の指定により債権保全上支障が生じるおそれがあるときは、銀行は遅滞なく異議を延べ、担保・保証の状況等を考慮してどの債務の返済または相殺にあてるかを指定することができます。
4. 第2項のなお書または第3項によって銀行が指定する借主の債務については、その期限が到来したものとします。

第21条(届出事項の変更)

1. 借主は、氏名、住所、勤務先、勤務地に変更があった場合は、すみやかに銀行に所定の届出用紙または銀行が適当と認める方法により届出するものとします。
2. 借主が前項の氏名、住所または勤務先等の変更の届出を怠った場合、銀行からの通知または送付書類等が延着し、または不送達となっても、通常送達すべきときに到達したと見なされることに異議ないものとします。

第22条(解約)

借主が都合により本取引の契約を解除する場合は、目的ローンとカードローンを同時に解約するものとし、借主は直ちに銀行にカードを返却するものとします。この場合、銀行に対する本契約による債務全額を完済したうえ、銀行所定の届出をするものとします。

第23条(契約規約等の変更)

1. 本規定を変更する場合は、銀行から変更内容を借主に通知または銀行のホームページにおいて公表する方法により告知します。
2. 前項の通知または公表後にカードを利用した場合には、借主は変更事項または新リザーブドプランPLUSカード契約規定をカード利用前に承認しているものとします。

第24条(報告および調査)

1. 借主は、銀行が債権保全上必要と認めて請求した場合には、借主の信用状態について直ちに報告し、または調査に必要な便益を提供するものとします。
2. 借主は、借主の信用状態について重大な変化を生じたとき、または生じるおそれのあるときは、直ちに銀行にその旨を報告するものとします。

第25条(債権譲渡)

1. 銀行は、将来本契約による債権を他の金融機関等に譲渡(以下本条においては、信託を含む。)することができます。
2. 前項により債権が譲渡された場合、銀行は譲渡した債権に関し、譲受人(以下本条においては、信託の受託者を含む。)の代理人になるものとします。借主は銀行に対して、従来どおり本契約に定める方法によって毎回の元利金返済額を支払い、銀行はこれを譲受人に交付するものとします。

第26条(危険負担、免責条項)

1. 借主が銀行に差入れた契約書等が、事変・災害等銀行の責めに帰すことのできない事情によって紛失・滅失または損傷した場合には、銀行の帳簿・伝票等の記録に基づいて債務を弁済します。なお銀行からの請求があれば代りの契約証書等を差入れるものとします。
2. ATM等によりカードを確認し、引出し操作の際使用された暗証番号と登録の暗証番号との一致を確認して引出しの取引がなされたうちは、カードの偽造・変造・カードまたは暗証番号の盗用やその他の事故があっても、そのために生じた損害については、銀行は責任を負わないものとします。

第27条(合意管轄)

本契約に関して訴訟の必要が生じた場合には、銀行の本店またはこの取引の属する支店の所在地を管轄する裁判所を管轄裁判所とすることに合意します。

第28条(個人情報の取り扱いに関する同意)

借主は、別途定めのある「個人情報の取り扱いに関する同意書」の内容に同意するものとします。

第29条(反社会的勢力の排除)

1. 借主は、自らが、現在、次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約するものとします。
 - (1) 暴力団
 - (2) 暴力団員
 - (3) 暴力団準構成員
 - (4) 暴力団関係企業
 - (5) 総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力団等
 - (6) その他前各号に準じる者
2. 借主は、自らまたは第三者を利用して次の各号に該当する行為を行わないことを確約するものとします。
 - (1) 暴力的な要求行為
 - (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - (3) 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
 - (4) 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて銀行の信用を毀損し、または銀行の業務を妨害する行為
 - (5) その他前各号に準ずる行為
3. 借主が第1項各号のいずれかに該当し、もしくは前項各号のいずれかに該当する行為をし、または借主が第1項の規定に基づく表明・確約に関して銀行に虚偽の申告をしたことが判明し、借主との取引を継続する

ことが不適切であると銀行が判断した場合には、銀行からの請求によって借主は銀行に対するいっさいの債務について期限の利益を失い、直ちに債務を弁済するものとします。

4. 前項の規定により、債務の弁済がなされたときに、本契約は失効するものとします。

附則 1

1. 銀行所定の保証会社は、次の中から当社が選択することとし、決定した保証会社については、銀行が送付する契約応諾通知書によってお知らせいたします。

スルガ・キャピタル株式会社

以 上
(2010 年 6 月)